

労働組合の基準適合確認に係る審査規程

労働組合の基準適合確認に係る審査委員会の設置（令和元年 12 月 24 日漁業技能実習事業協議会決定第 7 号）第 5 条に基づき、労働組合が漁船漁業職種・作業に係る団体監理型技能実習生の待遇について講じる措置等（平成 29 年 12 月 13 日漁業技能実習事業協議会決定第 2 号）第 5 条第 1 項各号及び養殖業職種・作業に係る団体監理型技能実習生の待遇について講じる措置等（平成 29 年 12 月 13 日漁業技能実習事業協議会決定第 3 号）第 5 条第 1 項各号に規定する基準に適合していることを確認するため、審査規程を次のように定める。

（委員長）

第 1 条 委員長は、委員の互選により選出する。

2 委員長は、審査委員会を代表し運営統括する。

（審査委員会の開催）

第 2 条 審査委員会は、事務局の請求に基づき、会議を開催する。

2 委員長は、会議の議長を務める。

3 審査委員会は、労働組合に係る基準適合評価表（別紙様式第 1 号）において、①から④についてはそれぞれ、アからエのうち 2 項目以上が、⑤については必須で、適合していることを確認することにより審査を行う。

4 審査委員会は、委員を招集して審査を行うほか、基準適合評価表に従って事務局に個々の申請に係る審査事務を行わせることができるものとする。

5 事務局が審査事務を行う場合には、審査結果を委員に報告し、了承を得るものとする。

（確認申請及び適合の可否）

第 3 条 基準に適合していることの確認を希望する労働組合は、審査規程に基づく基準への適合の確認に必要な書類を添えて、別紙様式第 2 号により事務局に申請する。

2 審査結果については、事務局より申請した労働組合に通知する。

（委員以外の者の出席）

第 4 条 審査委員会が必要と認めたときは、審査委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

2 漁業技能実習事業協議会の構成員及びオブザーバーは、審査委員会の会議を傍聴できる。

3 審査委員会の会議は、原則として非公開とする。

労働組合に係る基準適合評価表
(漁業技能実習事業協議会決定第2号第5条第1項及び同第3号第5条第1項関係)

項目	適合評価
① 漁業労働に精通していること	<input type="checkbox"/>
ア) 業務や対応の実績・経験 (組織として漁業労働者の労働条件の維持改善、経済的地位の向上を目的とした活動の実績・経験がある、他組織でこのような活動に主体的に関わった者が組織にいる等)	<input type="checkbox"/>
イ) 知識・理解 (組織内に漁業又はこれに関連する業務の経験者や漁業分野の学識経験者がいる、組織としてこのような者から助言を得られる関係がある、講習会で労働安全衛生や労使慣行など漁業労働に関する知識・理解の向上に取り組んでいる等)	<input type="checkbox"/>
ウ) 活動体制 (組織として、漁業労働の実情に適応する活動マニュアルがある、漁業労働者の労働条件の維持改善、経済的地位の向上を目的とした活動計画がある等)	<input type="checkbox"/>
エ) その他漁業労働に関し、漁業分野の技能実習における組合活動に必要な経験や知見を有していると認められる	<input type="checkbox"/>
② 国際的な労働問題に対応できること	<input type="checkbox"/>
ア) 業務や対応の実績・経験 (組織として外国人労働者の労働条件の維持改善、経済的地位の向上を目的とした活動の実績・経験がある、他組織でこのような活動に主体的に関わった者が組織にいる等)	<input type="checkbox"/>
イ) 知識・理解 (組織内に国際的な労働問題に精通した者や学識経験者がいる、組織としてこのような者から助言を得られる関係がある、講習会で外国人労働問題や国際的又は送出国における労働関係条約、法令、慣行などの知識・理解の向上に取り組んでいる等)	<input type="checkbox"/>
ウ) 活動体制 (組織として、外国人労働者向けの対応マニュアルがある、外国人労働者の労働条件の維持改善、経済的地位の向上を目的とした活動計画がある等)	<input type="checkbox"/>
エ) その他国際的な労働問題に関し、漁業分野の技能実習における組合活動に必要な経験や知見があると認められる	<input type="checkbox"/>
③ 漁船・事業場への訪問活動、苦情・相談窓口の設置その他の技能実習生の保護を図るための体制を確保していること	<input type="checkbox"/>
ア) 組織体制 (組織として、地方支部や分会、専従役職員の配置など、技能実習生に対し漁船・事業場への訪問活動、苦情・相談等を行う体制がある、外国人組合員や技能実習制度に詳しい組合員による相談など相互扶助で技能実習生に対応する体制がある等)	<input type="checkbox"/>
イ) 言語対応 (組織内に、通訳又は語学力のある役職員等を配置し、技能実習生との間で母国語でコミュニケーションがとれる体制がある等)	<input type="checkbox"/>
ウ) 活動体制 (組織として、漁業分野の技能実習生に適応する対応マニュアルがある、技能実習生のサポートを目的とした定期的な漁船・事業場への訪問等の活動計画がある等)	<input type="checkbox"/>
エ) その他漁業分野の技能実習生の保護を図るために必要な組織・体制を有していると認められる	<input type="checkbox"/>

④ 技能実習制度その他外国人の受入れを正しく理解していること	□
ア) 業務や対応の実績・経験 (組織として技能実習生の労働条件の維持改善、経済的地位の向上を目的とした活動の実績・経験がある、他組織でこのような活動に主体的に関わった者が組織にいる等)	□
イ) 知識・理解 (組織として、技能実習制度や労働関係法令について技能実習生に対し適切な助言や相談対応できる者を配置している、技能実習制度に関する講習受講など知識・理解の向上に取り組んでいる等)	□
ウ) 活動体制 (組織として、技能実習生に適応する対応マニュアルがある、技能実習生向けに労働関係法令の講習を実施する等の活動計画がある等)	□
エ) その他技能実習制度に関し、組合活動に必要な経験や知見を有していると認められる	□
⑤ 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じていること	□
ア) 措置状況 (組合員によって自立して運営されている労働組合として、技能実習生の待遇の確保及び関係法令の遵守状況について情報を集める体制や、監理団体及び全国団体等との間で情報を共有又は通知できる体制を有する等、漁業技能実習事業協議会決定第2号第5条第2項及び同第3号第5条第2項に規定されている協力等の実施についての措置を適正に講じている。)	□

(別紙様式第2号)

団体監理型技能実習生の待遇について講じる措置等に係る労働組合の基準適合確認申請書
(漁業技能実習事業協議会決定第2号第5条第1項及び同第3号第5条第1項関係)

令和 年 月 日

技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護が図られるよう技能実習事業協議会と協力するため、漁業技能実習事業協議会決定第2号第5条第1項及び同第3号第5条第1項の基準に適合する労働組合であることの確認を受けたいので、必要書類を添えて申請します。この申請書および申請書類に記載の事項は事実と相違ありません。

申請組合名

代表者役職氏名

⑩

申 請 組 合 に 関 す る 事 項	
労 働 組 合 名	
事 務 所 所 在 地	〒 電話 () FAX ()
組 合 結 成 年 月 日	年 月 日
組 合 員 数	名
役 職 員 数	役員 名 職員 名
専 従 役 職 員 数	役員 名 職員 名
傘 下 組 合 支 部 分 会 の 数	
所 属 上 部 団 体	
法 人 登 記 (該 当 す る 場 合)	年 月 日
参 加 希 望 職 種	<input type="checkbox"/> 漁船漁業 <input type="checkbox"/> 養殖業
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 組合規約 <input type="checkbox"/> 役員名簿 <input type="checkbox"/> 組合会計書類 <input type="checkbox"/> 組合組織表 <input type="checkbox"/> 労働協約 (締結している例がある場合) <input type="checkbox"/> その他 ()

基 準 に 関 す る 事 項

各項目について、これまでの関連する業務や対応の実績・経験、知見・技能を有する役職員や部署等の活動体制、必要な知識・理解の向上の取組、今後の取組予定など、別紙様式第1号の例示を参考に、審査の参考となる情報を記載（必要に応じて参考資料を添付）。

①漁業労働に精通していること	
②国際的な労働問題に対応できること	
③漁船・事業場への訪問活動、苦情・相談窓口の設置その他の技能実習生の保護を図るための体制を確保していること	
④技能実習制度その他外国人の受入れを正しく理解していること	
⑤技能実習事業協議会において協議が調った事項に関する措置を講じていること	